

栃木市立都賀中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本的心構え

(1) 本基本方針におけるいじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「いじめの解消」とは、①いじめに係る行為が3ヶ月以上止んでいる、②いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていない、の2つの要件が満たされているものをいう。

(2) いじめ防止およびいじめ事案に対する教職員の基本的心構え等

全教職員が「いじめは許さない」という心構えを常にもち、学校内外を問わずいじめが行われなくなることを旨として、学校全体でいじめ防止およびいじめ事案に対応する。その際、いじめられた生徒を守るという観点から、いじめられた生徒の立場に立った指導を行うことを基本とする。また、「いじめは絶対に許されない」という基本姿勢やいじめ防止に対する取組を積極的に公表する。

2 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは、誰にでも、どこにでも起こり得る。」ことを強く認識し、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめられる側が悪い」「いじめに苦しむ生徒を学校全体で支援する。」ことを共通理解し、いじめの未然防止に向けて全校体制で取り組む。

(1) いじめの未然防止に向けて

- ・「学業指導」の充実を図り、生徒一人ひとりが、学校の様々な教育活動に意欲をもって取り組むよう努める。
また、「いじめを起ささない心」や「いじめを許さない態度」を育むことにより、生徒がいじめを自分自身の問題として強く認識し、自分の力で人間関係のトラブルを解決できるよう支援する。
- ・教職員の人権感覚を高め、指導・支援に当たることにより、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように努める。

(2) いじめの早期発見に向けて

- ・いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識する。
- ・生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにする。
- ・日頃から保護者との信頼関係を築き、保護者との情報共有に努める。

(3) いじめの早期解決に向けて

- ・いじめやその兆候を認知した場合、特定の教職員で抱えこまず、速やかにいじめ対策委員会等の学校いじめ対策組織において対応する。

3 いじめ防止等の対策のための組織について

「いじめ・不登校対策委員会」（いじめや不登校の未然防止及び早期発見のための対策に係る委員会、さらに、いじめ認知時の対応及び不登校状態になった場合の対応に係る委員会）を組織し、校務分掌に位置付けて、未然防止、早期発見・早期解決に向け、組織的に対応する。

また、本委員会において、「いじめの未然防止、早期発見・早期解決」の取組が計画的に進んでいるかどうかの点検等を行い、都賀中学校 いじめ防止基本方針をはじめとした取組の実効性が高まるよう、改善を図る。

(1) いじめ・不登校対策委員会（いじめや不登校の未然防止および早期発見のための対策に係る委員会）【定期開催】

- ・委員・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育C0、養護教諭、各学年生徒指導係 計9名
- ・実施する取組

(ア) 未然防止のための対策

- ①いじめや不登校を未然防止するための全体指導計画の立案、進捗状況の把握と評価・改善
- ②学校生活に関する意識調査や人間関係を把握するための調査、それらの結果分析の共有
- ③生徒指導や教育相談に関する校内研修の企画・運営と教育相談体制の点検
- ④配慮を要する生徒への指導・支援方針等の協議

(イ) 早期発見のための対策

- ①いじめや人間関係のトラブルに関する調査と結果分析の共有
- ②配慮を要する生徒に対する指導・支援内容等の確認

(2) いじめ・不登校対策委員会（いじめ認知時の対応及び不登校状態になった場合の対応に係る委員会）【随時開催】

- ・委員・・・校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、特別支援教育C0、学級担任、養護教諭、部活動顧問や教育相談担当等、関係の深い教職員。※必要に応じて栃木市教育委員会の生徒指導担当者や臨床心理士等を招聘

・実施する取組

①事実関係の把握

②学年・学級等を対象としたアンケート調査、生徒や保護者からの聞き取り調査、地域からの情報収集等により、いじめの可能性や実態を幅広く把握し、考察・分析する。

③関係する生徒への事情聴取や当該学年・学級等を対象とした緊急アンケート調査を実施し、組織的かつ迅速に事実の概要を把握する。

4 具体的対応（早期発見と対応）

全ての教職員が、「いじめは、誰にでも、どこにでも起こり得る。」という認識のもと、未然防止に尽力するとともに、早期発見・早期解決のための組織的な対応にも努める。

(1) 早期発見のための対応

①いじめを相談しやすい体制づくり

・生徒や保護者からのいじめ相談・通報の窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。

栃木市あったか電話 21-2478 市青少年育成センターいじめ相談電話 24-0667

下都賀教育事務所いじめ・不登校等対策チーム 23-3782 家庭教育ホットライン（保護者対象） 028-665-7867

いじめ相談さわやかテレフォン（生徒対象） 028-665-9999 栃木のちの電話 028-643-7830

②情報交換によるいじめに関する情報の共有

・毎週水曜日に「生徒指導部会」を開き、気になる生徒の情報を交換・共有し、組織的に対応する。

③いじめに関するアンケートの実施

・「いじめの実態を把握するための調査」を定期的および随時実施し、早期発見に役立てる。

④教育相談の充実

・教育相談週間を学期に1回設定する。

・生徒が、いつでも気軽に相談できる人間関係を築き、教育相談体制を整備する。

(2) 早期解決のための対応

①いじめ・不登校対策委員会による調査

・事実関係を把握するため、「いじめ・不登校対策委員会」が中心となって、関係生徒への事情聴取や緊急アンケート等を迅速かつ的確に実施する。必要に応じて、栃木市教育委員会など、関係機関との連携をとる。

②保護者への報告

・いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に対し、速やかに事情等を報告し、情報を共有する。双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

③いじめを受けた生徒が安心できる措置

・いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせるなど、必要に応じて、いじめを受けた生徒、その他の生徒が安心して教育を受けられるようにする。（法23条第4項）

④いじめた生徒への指導及び保護者への助言

・いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」「いじめは、いじめる側が悪い。」ことを理解させるとともに、自分の行為を反省させ、責任を自覚させる。いじめた生徒が、十分に反省し、望ましい行動がとれるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。

⑤いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

・いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、一人ひとりが意識を高め、根絶しようとする態度を育成する。周りではやし立てる行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

⑥ネットいじめへの対応

・ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有するとともに、市教育委員会と連携しながら、いじめに関わる当該情報の削除等を求める。

⑦警察との連携

・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(3) 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法 第28条の「生徒の生命、身体、または財産に重大な被害がある」「相当の期間学校を欠席せざるを得ない疑いがある」重大事態に該当する事案については、市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて栃木警察署等の関係機関に援助を求める。市教育委員会への報告は、断続して30日欠席することを待たずに、早い段階で市教育委員会に報告することを検討する。

また、市教委と相談の上、組織を設け、重大事態の事実を明確にするための調査を行う。調査結果については、いじめを受けた生徒とその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。